

臨時保佐人（補助人）の選任の申立てについて

保佐人（補助人）と被保佐人（被補助人）の間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」と言います。）をするには、被保佐人（被補助人）のために臨時保佐人（臨時補助人）を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません。

たとえば、保佐人（補助人）と被保佐人（被補助人）の間で遺産分割協議をするとき、保佐人（補助人）が自己の債務の担保として被保佐人（被補助人）が所有する不動産に抵当権を設定するときには、この申立てをして、家庭裁判所に臨時保佐人（臨時補助人）を選任してもらう必要があります。

【申立てに当たって必要なもの】

- ・ 申立書
- ・ 収入印紙 800円分
- ・ 郵便切手 664円分（84円×6枚，50円×2枚，10円×6枚）
- ・ 被保佐人（被補助人）の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 臨時保佐人（臨時補助人）候補者の住民票又は戸籍附票
- ・ 利益相反に関する資料

（遺産分割協議をするとき）

被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本，遺産分割協議書案，遺産に関する資料（不動産の登記事項証明書，不動産の固定資産税評価証明書，金融機関の残高証明書のコピー，保険証書のコピー等）

（不動産に抵当権を設定するとき）

契約書案，抵当権を設定する不動産の登記事項証明書

- ・ その他，事案に応じて追加の資料のご提出をお願いすることがあります。

添付書類等の原本の還付を希望される場合は，それぞれの書類等のコピーと返信用封筒（返送料を貼付したもの）を，申立時に添付してください。